

2 市町村議会で議決した主な政策的条例(平成 27 年 12 月議決分)

平成 28 年 2 月 22 日現在

市町村議会名	条例の内容
平泉町	【議決年月日】 平成 27 年 12 月 17 日 【名 称】 平泉町議会基本条例 【公布年月日】 平成 27 年 12 月 18 日 【施行年月日】 平成 28 年 1 月 1 日
平泉町	【議決年月日】 平成 27 年 12 月 17 日 【名 称】 平泉町議会議員政治倫理条例 【公布年月日】 平成 27 年 12 月 18 日 【施行年月日】 平成 28 年 1 月 1 日
平泉町	【議決年月日】 平成 27 年 12 月 17 日 【名 称】 平泉町議会政務活動費の交付に関する条例 【公布年月日】 平成 27 年 12 月 18 日 【施行年月日】 平成 28 年 4 月 1 日

平泉町議会基本条例

目次

前文

第1章 目的	(第1条)
第2章 議会・議員の活動原則	(第2条—第5条)
第3章 町民と議会の関係	(第6条)
第4章 町長と議会の関係	(第7条—第10条)
第5章 自由討議の拡大	(第11条)
第6章 政務活動費	(第12条)
第7章 議会改革の推進	(第13条—第15条)
第8章 議会・議会事務局の体制整備	(第16条—第20条)
第9章 議員の身分・待遇、政治倫理	(第21条—第23条)
第10章 最高規範性及び見直し手続き	(第24条—第25条)

附則

平泉町議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、平泉町長（以下「町長」という。）とともに町民の負託を受けた町の代表機関である。

議会は多人数による合議制の機関として、町長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かし、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い、協力し合いながら、平泉町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たす役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点、争点を明らかにしながら持てる機能を十分に駆使し、議決機関としての責務を果たさなければならない。

このような使命を達成するため、議会は町民の代表機関であることを常に自覚し、地方自治法（昭和22年法律第67号）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の公開、町民との関係、町長その他執行機関との関係、議会活動の原則及び議員の活動原則等を定め、町民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の遵守すべき合意事項としてこの条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定めることにより、議会への民意の反映と、議会の情報公開を充実させ、開かれた議会を目指し、議決機関としての責任を果たすことを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を継続的に推進する議会を目指して活動する。

- 2 議会は、正副議長を選出にあたり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けなければならない。
- 3 議会は、議員、町長、町民等の交流と自由な討議の場であるとの認識に立ち、その実現のためにこの条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める平泉町議会会議規則（昭和63年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。
- 4 議長は、別に定める平泉町議会傍聴規則（昭和61年規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議の推進を図るものとする。

- 2 議員は、町政の課題全般について、地域別及び団体別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める継続的な研鑽によって、町民の負託に応える活動をするものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動をするものとする。

(議会及び議員の責務)

第4条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(通年議会)

第5条 町政の課題等に関する町民の意見を的確に把握し、議会が本来有する

自律性により主体的かつ機動的な活動を展開するため、定例会の会期は通年とする。

- 2 会期を通年とすることに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議員は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、町民が議会の活動に参加できるような措置を講ずるものとする。
- 3 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。
- 7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることができる。
- 8 議員は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第7条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長、教育委員長及び教育長は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第8条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するように努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たってはそれらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

第9条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

（法律第96条第2項の議決事項）

第10条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行の必要性を比較考慮のうえ、次のように定めるものとする。

- (1) 平泉町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画
- (2) 平泉町都市計画マスタープラン
- (3) 平泉町住宅マスタープラン

第5章 自由討議の拡大

（自由討議による合意形成）

第11条 議会は、議員による討議の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければ

ならない。

- 3 議員は、前2項による議員相互の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第12条 政務活動費は、議員による政策研究、政務提言等が確実に実行されるよう別に定める平泉町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 年条例第 号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第13条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第14条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(議会モニターの設置)

第15条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置することができる。

- 2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第16条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

- 2 議会は、町政の課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議会及

び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置することができる。

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実につとめるものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議員は、議員の政策形成及び立案能力の向上などを図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層との議員研究会を開催することができる。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対し周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価などに関し町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政の視点だけでなく町政の現状及び課題を十分に考慮するとともに、町民の意見を参考とし検討するものとする。

3 議員報酬の改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場

合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。なお、必要な事項は、議長が別に定める。

第10章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、及び他の法令等などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(継続的検討)

第25条 この条例の施行後、議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化などを勘案して、継続的な議会運営に係る評価と改善を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合は議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平泉町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、平泉町議会議員（以下「議員」という。）が町政の担い手として町民の信託に応えるにふさわしい人格と倫理を堅持するために必要な事項を定め、町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の代表として自らの役割を正しく認識し、その使命の達成に努力しなければならない。

2 議員は、この条例の規定に違反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民の代表として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付行為を受けないこと。
- (4) 議員が行う寄付及び挨拶状の配布について公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。
- (5) 町又は町が資本金、出資金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「町等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して特定の業者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 町等の職員（臨時職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (7) 町等の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。
- (8) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、他の者が不快に感じる言動又は行為、その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

(請負契約等に関する遵守事項)

第4条 議員は自らが実質的に経営に関与する企業について、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、町との間の請負契約などを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りではない。

2 前項に規定する議員が「実質的に経営に関与する企業」とは、次のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員がその経営方針に関与している企業

(2) 議員が定期的に報酬を受領している企業

(3) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上出資している企業
(審査の請求)

第5条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときはこれを証する資料を添え、町民にあつては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数50分の1以上の連署、議員にあつては3分の1以上の紹介又は連署をもって、それぞれの代表者(以下「審査請求代表者」という。)が議長に対し、審査の請求をすることができる。

(審査会の設置)

第6条 議長は、前条に規定する有効な審査の請求があつたときは、議会運営委員会の意見を聴き、必要と認めるときは議会に、平泉町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともにその事業についての審査を付託する。

2 審査会の委員は、議会運営委員会の委員及び議長が指名するものをもって充てることができる。ただし、審査請求の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)及び審査請求をした議員は、委員となることはできない。

3 審査会の委員の任期は、当該議案の審査が終了し、議長に審査結果を報告したときまでとする。

4 審査会に、委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職は議員職を退いたときも同様とする。

(審査会の審査等)

第7条 審査会は、議長から審査を付託された審査請求の適否及び政治倫理基準の規定に違反する行為の存否について審査を行うものとする。

2 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求代表者、審

査対象議員その他の関係者に対し、審査会の会議（以下「会議」という。）への出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

（議員の協力及び義務）

第8条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは会議に出席し、又は審査に必要な資料を提出しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときはその旨を公表するものとする。

（弁明の機会の保証）

第9条 審査会は、審査対象議員から審査において弁明したい旨を求められたときは、その機会を保証しなければならない。

（審査結果の報告及び議会の承認）

第10条 審査会は、審査を終了したときはその結果を議長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、議長が議会に報告して承認を受けなければならない。

3 議長は、前項の審査結果の承認を受けたときは、その結果を審査請求代表者及び審査対象議員に通知しなければならない。

（審査結果の措置）

第11条 議長は、審査会から受けた事項を尊重し、この条例の規定に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するために議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) この条例を遵守するための文書警告

(2) 議会の会議への出席自粛勧告

(3) 議会における役職の辞任勧告

(4) 議員の辞職勧告

(5) 前各号に掲げるものの他、議長が必要と認める措置

2 議長は、この条例の規定に違反する行為がなかったと認められる議員に対して、その名誉を回復するため必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前2項に掲げる措置を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

平泉町議会政務活動費の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、平泉町議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

第3条 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し月額5,000円（年額60,000円）を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに交付する。

- 2 政務活動費は各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期満了する場合は、任期満了の属する月（その日が基準日に当たるときは、前月）までの月数分を交付する。
- 3 月の途中（基準日を除く）において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由がなかったものとみなす。
- 4 半期の途中において新たに議員となった者は、新たに議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）分から政務活動費を交付する。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月30日までに町長に申請しなければならない。

- 2 年度の途中において新たに議員になった者は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、政務活動費の交付の決定をし、議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定により通知を受けた後、10日以内（その日が町の休日に当たるときはその翌日）に、政務活動費を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(経費の範囲)

第7条 政務活動費は、別表1に定める経費に充てることができるものとする。

2 政務活動費は、別表2に定める経費に充ててはならない。

(収支報告書)

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「報告書」という。)を、領収書その他支出を証する書面を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散による議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書、領収書その他支出を証すべき書面を添えて議員でなくなった日の翌日から起算して15日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、町長に送付しなければならない。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残額があるときは、当該残額を速やかに町長に返還しなければならない。ただし、死亡の場合を除く。

(収支報告書の保存)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方財政に関する調査研究に要する交通費、宿泊費等
研修費	団体等が開催する研修費、講演会等への議員の参加に要する会費、交通費、宿泊費等
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する会議費、機材借上費、交通費、資料印刷費等
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する印刷・製本代、原稿料等
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する書籍購入代等
広報費	議員が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する広報誌・報告書など印刷費、送料、交通費等
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な事務用品費、通信費、使用料、賃借料等

別表第2（第7条関係）

項 目	内 容
政党活動に関する経費	党大会への出席、賛助、政党の広報誌等印刷、発送、政党組織の事務所の設置及び維持（人件費を含む。）その他政党活動に要する経費
選挙活動に係る経費	各種選挙等での支援活動、選挙ビラ作成、その他選挙運動及選挙活動に要する経費
後援会活動に係る経費	後援会の広報誌等印刷・発送、後援会事務所の設置及び維持（人件費を含む。）、後援会主催の町政報告会等の開催、その他後援会活動に要する経費
私的活動に係る経費	冠婚葬祭、宗教活動、その他私的活動に要する経費 議員が他の団体の役員を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費
その他政務活動	事務所又は自動車の購入又は維持・修理に要する経費

の目的に合致しない経費	社会通念上妥当性を越えた経費及び公職選挙法の法令の制限に抵触する経費 調査研究活動に直接必要としない備品購入等に要する経費
-------------	--